

放置艇解消のための基本方針の改定【概要版】

【策定及び改定の趣旨】

- ◆「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」(平成10年)の制定以後、これまで都市部を中心に進めてきた「係留保管施設の整備」と「放置等禁止区域の指定による規制」を両輪とした放置艇対策を補完し、地方部においても対策を加速させ、県全体の放置艇の早期解消を図るための基本方針として策定(平成30年3月)
- ◆ 対策の進捗状況等を踏まえ、放置艇解消の目標年度及び使用料の徴収開始時期等を一部見直す内容で、基本方針を改定(令和4年10月)

現 状

- ◆ 類型別対応方針に基づく禁止区域及び小型船舶用泊地の指定が可能となるよう条例改正を行い、泊地の使用料も設定して各地区で順次放置艇対策を展開
 - ⇒ 地方部においても放置艇対策に一定の成果
- ◆ 困難地区への対応の遅れや新型コロナウイルス感染症による交渉機会の減少等により計画に遅れ
 - ⇒ 令和3年度末 放置艇約6,500隻(削減率23%)・泊地指定数45地区(進捗率35%)

課 題

- ◆ これまでの課題を踏まえ、泊地未指定の地区等を中心に具体的な対策を展開していく必要
- ◆ 使用料の徴収開始時期については、公平性の観点から泊地指定の完了時期を見込んで一定期間延期する必要

【目 標】 令和7年度末までに県内の放置艇数をゼロ隻にする

基本方針の概要

<方向性> ・既存ストック(港湾・漁港の水域施設や設置済みの栈橋、係船環等の係留設備)を柔軟に活用し、係留保管施設以外にも係留可能場所を確保して、放置艇に係留許可を付与・係留可能場所を確保すると同時に、放置等禁止区域を指定し、無許可プレジャーボートの所有者に対する撤去指導を徹底することにより、放置艇を解消

主な対応方針

<類型別対応方針～全県的な放置等禁止区域の指定の推進>
各港・各地区で類型別に対応を分類し、令和6年度までに全県的に放置等禁止区域を指定

[A類型] 全ての船舶(漁船含む)の係留を禁止
～ 都市部の港湾など航行障害や環境悪化等の影響が生じている箇所

[B類型] 漁船を除く船舶の係留を禁止
～ 漁業活動に支障が生じている箇所

[C類型] 漁船・遊漁船を除く船舶の係留を禁止
～ 漁船のほか遊漁船の係留を認めても漁業活動に支障がない箇所

[D類型] 棲み分けにより漁船、遊漁船、モーターボート等の係留を認める
～ 地方部などで棲み分けにより漁業活動等に支障が生じない箇所

[E類型] 棲み分けすることなく漁船、遊漁船、モーターボート等の係留を認める
～ 地方部などで隻数が比較的少なく漁業活動等に支障が生じていない箇所

既存ストックの活用

<既存ストックを活用したプレジャーボートの係留可能場所の確保>(C・D・E類型)
令和6年度までに小型船舶用泊地を順次指定し、係留許可を付与

[小型船舶用泊地の指定]
漁業活動や周辺環境に支障がない範囲で、港湾・漁港内にプレジャーボートの係留を可能とする水域を「小型船舶用泊地」として指定

[施設の使用許可]
指定した小型船舶用泊地への係留は、施設の使用として係留を許可し、正当な権原を付与

[料金徴収]
施設使用の反対給付として使用料を徴収し、施設の適正な維持管理費等に充当
料金は、他の係留保管施設や他県事例等を考慮して適正な額を設定
小型船舶用泊地の指定を段階的に進めていくため、令和7年度から一斉に徴収を開始

[利用者団体等の活用]
既存のローカルルールを尊重し、施設の利用調整を円滑に行うため、団体への許可や施設管理業務の委託などを検討

<廃船処理>

相当数が存在すると見込まれる所有者不明船について、廃船とみなす定義を明確にし、法に定める処理手続を迅速化するとともに、計画的に処理を推進 ～ 積極的な売払いも検討

<保管場所確保の義務付け>

プレジャーボートをR3.4.1以降に新規取得した者は保管開始から30日以内に、R3.3.31以前から所有している者はR5.4.1からR7.9.30までに、保管場所等の届出を義務付ける制度を創設

放 置 艇 の 解 消